

証券投資信託の信託終了のお知らせ

追加型証券投資信託「ダイワ日本国債三分法（四半期分配型）」について、受益権口数が信託約款に定められた口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成 24 年 6 月 28 日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

この信託終了に異議のある受益者の方は、平成 24 年 4 月 13 日から平成 24 年 5 月 16 日までに、当ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議を申し立てた受益者の方の受益権の合計口数が、平成 24 年 4 月 13 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときは、予定通り平成 24 年 6 月 28 日をもって信託を終了します。

この場合、異議を申し立てた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とします。）で、当社を通じて受託会社に対し、平成 24 年 6 月 6 日から平成 24 年 6 月 25 日までの間に、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 24 年 4 月 13 日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号
大和証券投資信託委託株式会社